

様式第9号

指定管理者の選定結果（非公募用）

1 施設 の 名 称 静岡市美術館

2 指定管理者の名称 公益財団法人静岡市文化振興財団

3 指 定 期 間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 選定の経緯

（1）非公募

ア 非公募の理由

【該当項目】

オ その他、公募を行わないことについて合理的な理由がある場合

【該当理由】

静岡市美術館は「多様な美術表現を広く市民に公開し、市の特色ある美術文化の創造と発信を行い、及び美術文化の交流を促進することにより、美術に関する市民の知識及び教養の向上を図り、もって市民の美術文化を振興すること」を目的に設置されている。

その設置目的を達成すべく、多彩で質の高い展覧会を開催するためには、最低でも3年の準備期間を要するものが多く、次期指定期間の展覧会についても、専門的な知識を有する職員が継続的に交渉・準備を進めておく必要がある。また、展覧会の誘致にあたっては、事業者としての運営実績や、運営の継続性の担保も重要となる。

現指定管理者は、学芸員の高い専門性やこれまで培った経験やノウハウ、ネットワークを活かし、静岡の芸術・歴史文化から、世界の芸術文化に至るまで幅広く充実した展覧会を実施している。現指定管理者が継続的・安定的に運営を行うことが、施設の設置目的である「市民の美術文化の振興」を効果的に達成できるため、非公募とする。

なお、他都市においても、展覧会の開催に至るまでに長い年月を要することや、専門的な知識を有する職員が継続的に運営に携わる必要性を理由に、直営あるいは非公募により財団法人等が管理している施設が大半を占める。

イ 募 集 期 間 令和6年10月25日～令和6年11月25日

ウ 募集対象団体 公益財団法人静岡市文化振興財団

(2) 審査方法

ア 審査の種類

(ア) 書 類 審 査 令和6年12月13日

(イ) プレゼンテーション 令和6年12月13日

イ 審査委員会

委員長 望月 雅乃 (文化振興課長)

委 員 田中 稔久 (歴史文化課長)

〃 鈴木 高美 (まちは劇場推進課長)

〃 吉田 恵理 (静嘉堂文庫美術館学芸員)

〃 椿原 靖弘 (フェルケール博物館学芸部長)

ウ 審査基準 (審査表)

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法 (審査方法)

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

(ア) 名 称 公益財団法人静岡市文化振興財団

(イ) 点 数 84.8点/100点満点 (市が設定した最低基準点70点)

(ウ) 指定管理料提示額 260,936千円

イ 総 評 (選定の理由等)

- ・ 静岡市美術館の設置目的・基本理念に沿って、運営方針を定めるとともに、指定管理者として館の使命を達成するための事業方針が明確に示されていること。
- ・ 申請者は「演劇・舞踊・美術等の文化振興に関する事業を行うこと」を目的に本市が設立した外郭団体であり、「高い専門性やノウハウ、ネットワークを活かして、市民が各種文化に触れる環境の整備」を行うことが使命であることを踏まえ、これまでに培った経験や実績の蓄積を活かし、特に美術・デザイン・工芸などの芸術分野の文化政策を具現化するための具体的な事業計画が評価されたこと。
- ・ 第3期までの実績を基に、教育分野での新たな取組み・連携など、さらに改善や拡充を図る姿勢が認められたこと。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総務局長

委員 総務局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、子ども未来局次長、経済局次長、
農林水産部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和7年3月6日

(6) 指 定 令和7年3月6日

(7) 公 告 令和7年3月27日

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市美術館

基本項目	審 査 項 目	比重①	評価 ②	点数 ①×②
事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。【二十五点】	1 静岡市美術館の設置目的、基本理念、使命を踏まえた施設の運営方針が示されているか。	× 2		
	2 市が提示した仕様書の内容を十分に理解し、事業計画に反映されているか。	× 1		
	3 これまでに培った経験や実績の蓄積を活かし、市の文化政策を具現化するために必要不可欠な存在として、市と緊密に連携を取って事業を実施できる運営方針、事業計画となっているか。	× 1		
	4 市内の他文化施設等との連携により新たな来館者を創出する事業計画となっているか。	× 1		
	【所見欄】			
事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。【四十五点】	1 市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	2 市が示した目標値を達成するために、指定期間を通じてどのように取り組むか方針が示されているか。	× 1		
	3 展覧会の実施方針や、展覧会ごとのテーマ、内容、実施時期など具体的な計画が示されているか。	× 1		
	4 市民の創作活動等への支援や講演会等の美術の普及活動について、実施方針が示されているか。	× 1		
	5 美術に関する調査及び研究について実施方針が示されているか。	× 1		
	6 美術に関する情報提供並びに広報活動について、実施方針が示されているか。	× 1		
	7 市民ニーズの把握と施設運営への適切な反映策が示されているか。	× 1		
	8 経費削減のための努力や工夫がなされているか。	× 1		
	9 事業計画に対する収支予算は適切か。	× 1		

	【所見欄】			
事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。【二十点】	1 当該施設の指定管理者としての実績は十分か。	× 2		
	2 管理運営に必要な能力を有した人材が適切に配置されているか。	× 1		
	3 スタッフの指導育成、研修計画等が整備されているか。	× 1		
	【所見欄】			
管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。【十点】	1 経理について適切な処理能力を有しているか。	× 1		
	2 決算収支の状況（経常収支、実質収支）は良好か。	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている… 5、やや優れている… 4、普通… 3、やや劣っている… 2、劣っている… 1
 当該施設の指定管理者としての実績に関する審査項目の配点は、原則として満点の10%とすること。

満 点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意 見 欄】

--